

平成17年(ワ)第87号、平成18年(ワ)第16号

遺伝子組換え稲の作付け禁止等請求事件

原告ら 山田稔 外22名

被告 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

ご連絡

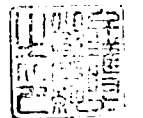
平成19年5月2日

新潟地方裁判所高田支部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士 畑 中 鐵 丸



同 弁護士 山 岸 純



本鑑定において、被告は、本鑑定囑託先に供する試料の一つとして、「カラシナ・ディフェンシンの抗体5 μ l」を提供できる旨申し述べて参りました(被告平成18年10月10日付書面等)。

しかしながら、今般、本鑑定囑託先への当該試料の提供に先立って、本鑑定に供することを目的として被告北陸研究センター施設内において保管していたカラシナ・ディフェンシンの抗体の状況を確認したところ、抗体としての能力値を示す「力価」が極めて低く、およそ本鑑定に供するカラシナ・ディフェンシンの抗体としての能力を喪失していることが判明しました。

被告は、当該事実の確認後、本鑑定に供するためのカラシナ・ディフェンシンの抗体を確保すべく、直ちに、当法人と協力関係にある研究機関計10数機関に、カラシナ・ディフェンシンの抗体の有無を問い合わせましたが、いずれの機関からも、そもそも汎用性がなく特殊な抗体であること等の理由で、カラシナ・ディフェンシンの抗体の備蓄は行っていないとの回答しか得られませんでした。

被告としましては、前記事実に関する原因について究明を進めることもさることながら、本鑑定に供するカラシナ・ディフェンシンの抗体の作製のため、総動員体制をもって臨んでいるところですが、本鑑定に必要とされる「カラシナ・ディフェンシンの抗体」の作製には、「力価」の確認に要する期間も含め、少なくとも6か月以上の期間を要する見込みです（なお、被告内において、別目的のために、別の場所において保管していたカラシナ・ディフェンシンの抗体が2～3μl程度存在しますので、当該抗体を流用することは可能です）。

もちろん、本鑑定嘱託先（京都大学）を含む他の研究機関において「カラシナ・ディフェンシンの抗体」を作製することも可能かと思われませんが、専門性やこれまでの経験といった点から、「カラシナ・ディフェンシンの抗体」作製に至るまで、より多くの期間を必要とするものと思われまます。

つきましては、鑑定費用の算定にも影響するかと思われまますので、貴庁におかれまは、①6か月程度の期間を頂き、引き続き被告において「カラシナ・ディフェンシンの抗体」を準備するか（なお、被告においては、カラシナ・ディフェンシンの精製までは被告内で行い、カラシナ・ディフェンシンの抗体作製自体は外注することにしております）、②本鑑定嘱託先を含む他の研究機関において「カラシナ・ディフェンシンの抗体」をご準備頂くか、についてのご判断を頂けまますよう、よろしくお願いいたします。

なお、最後になりますが、被告としましては、迅速な裁判を妨げる結果を招来してしまつたことは誠に遺憾であり、心より陳謝申し上げる次第です。

以上